

# 胎内川ダム操作規則

## 第1章 総 則

### (通則)

第1条 胎内川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

### (ダムの用途)

第2条 胎内川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒450立方メートル以上である場合における当該流水とする。

### (洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの期間

### (水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

### (常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高292.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

### (サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高303.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

### (制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高290.8メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

### (確保水位)

第9条 流水の正常な機能の維持のために確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は、次

の各号に掲げる日（以下この条において「基準日」という。）にあつては、それぞれ当該各号に定める水位、基準日以外の日にあつては、当該日の直前の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第 23 条及び第 24 条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

一	1月 1日	標高 288.1 メートル
二	2月 14日	標高 288.1 メートル
三	4月 9日	標高 278.0 メートル
四	5月 24日	標高 278.0 メートル
五	6月 5日	標高 288.6 メートル
六	7月 12日	標高 290.0 メートル
七	8月 6日	標高 290.8 メートル
八	8月 17日	標高 290.8 メートル
九	8月 31日	標高 284.6 メートル
十	12月 31日	標高 288.1 メートル

### 第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第 10 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 290.8 メートルから標高 303.0 メートルまでの容量 7,200,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 292.0 メートルから標高 303.0 メートルまでの容量 6,600,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第 11 条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 278.0 メートルから標高 290.8 メートルまでの容量 4,800,000 立方メートルのうち最大 4,770,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 278.0 メートルから標高 292.0 メートルまでの容量 5,400,000 立方メートルのうち最大 5,370,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第 12 条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高 278.0 メートルから標高 290.8 メートルまでの容量 4,800,000 立方メートルのうち最大 30,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 278.0 メートルから標高 292.0 メートルまでの容量 5,400,000 立方メートルのうち最大 30,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第 13 条 発電は、洪水期にあつては、標高 278.0 メートルから標高 290.8 メートルまでの容量 4,800,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 278.0 メートルから標高 292.0 メートルまでの容量 5,400,000 立方メートルを利用して行うものとする。ただし、発電が第 9 条に規定する確保水位以下の容量を利用するときは、第 23 条及び第 24 条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとし、第 10 条から第 12 条までの規定による利用に支障を与えないように行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

### (洪水警戒体制)

第14条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
  - 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

### (洪水警戒体制時における措置)

第15条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。

### (洪水調節)

第16条 局長は、洪水期においては、流入量が毎秒450立方メートルに達するまでは、コンジットゲート进行操作して放流を行い、流入量が毎秒450立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を2.9メートルの一定開度に固定して放流することにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 2 局長は、非洪水期においては、非常用洪水吐きからの自然放流により、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。

### (洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 局長は、洪水期においては、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後（以下この条において「洪水調節等の後」という。）において、水位が制限水位又は常時満水位（以下この条において「制限水位等」という。）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒450立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

- 2 局長は、非洪水期間においては、前条第2項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後において水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常

時満水位に低下させるため、非常洪水吐きから自然放流によりダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 18 条 局長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 19 条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 20 条 ダムによって貯留された流水は、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 23 条及び第 24 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第 4 条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第 27 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 第 15 条第 3 号の規定により水位を速やかに制限水位まで低下させるため、細則で定めるところによりダムから放流するとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 450 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 21 条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないよう努めるものとする。

(放流量)

第 22 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 2 項、第 23 条及び第 24 条に規定する量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ風倉発電所（以下「発電所」という。）の使用水量（毎秒 4.3 立方メートル以内）を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 23 条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第 1 に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第24条 局長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、熱田坂地点において毎秒0.0174立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(放流に関する通知等)

第25条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第26条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

## 第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第27条 局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の計測、点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量から発電のための利用を控除した値が毎秒3.2立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

3 局長は、第1項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第28条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第29条 局長は、ゲート等を操作し、第27条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておくなければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 23 条関係)

(単位:毎秒立方メートル)

期間	胎内川 ダム	熱田坂 (鹿俣川 合流前)	夏井 頭首工	黒川 発電所 取水堰	胎内川 頭首工
4/1～6/30	0.90	1.75	1.75	0.80	1.70
7/1～8/31	0.90	0.84	0.84	0.80	0.75
9/1～11/30	0.90	2.20	2.20	0.86	1.90
12/1～3/31	0.90	2.20	2.20	0.86	1.90